

○交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(通達)

(平成9年5月23日徳免甲第202号／徳務甲第346号／徳情管甲第151号／徳生企甲第309号／徳地甲第183号／徳捜一甲第405号／徳交企甲第132号／徳交指甲第273号／徳備甲第149号)

改正 平成25年3月29日徳務第172号 令和2年3月25日徳免第160号

各部課長

各警察署長

(回議先 全課長)

犯罪等によって死亡した者に対する運転免許証の更新連絡書取り扱いに関しては、犯罪等によって死亡した者に対する運転免許更新連絡書の発送停止業務について(平成8年12月24日徳免甲第429号)に基づき発送停止措置を取っているところであるが、この度、警察庁から同種制度の全国的な運用を実施する旨の通達(交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領の制定について(平成9年4月25日警察庁丙運発第10号))があったことから、本県においても運用の斉一を期すため別添のとおりみだしの要領を制定し、平成9年6月1日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、犯罪等によって死亡した者に対する運転免許更新連絡書の発送停止業務について(平成8年12月24日徳免甲第429号)は、平成9年5月31日をもって廃止する。

別添

交通事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

1 趣旨

運転免許を有する者が、交通事故等によって死亡し、その事実を警察において確認したにもかかわらず、運転免許証の更新連絡書等(以下「更新連絡書等」という。)を送付することは、無駄であるのみならず、送付を受けた遺族の感情に反し警察に対し不信感を持たれる恐れもある。そこで、警察において確実に死亡確認ができる者に関しては、更新連絡書等の発送停止措置を取ることとするものである。

2 対象者及び対象文書

(1) 更新連絡書等の発送停止対象者

ア 次の者(警察において死体を取扱った者に限る。)のうち、身元確認が確実にできたもの(当該者の住所(居所)地の如何を問わない。イにおいて同じ。)

- (ア) 交通事故により死亡した者
- (イ) 交通事故以外の過失事件により死亡した者
- (ウ) 殺人事件又は傷害致死等事件により死亡した者
- (エ) その他(ア)～(ウ)以外で死亡した者

イ アに掲げる者のほか、各部門の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの。

(2) 発送停止対象文書

ア 更新連絡書(道路交通法施行細則(昭和35年総理府令第60号)第29条の3の規程に基づく書面をいう。)

イ 累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書(自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第1号又は第2号の規定に基づく書面をいう。)

ウ 行政処分関係書面、講習業務関係書面等で道路交通法令に基づくもの

エ 免許失効通知書(免許証の更新を行わず有効期間が満了し、免許証の効力が失効した者に対する通知書で、法令の規定に基づかない書面をいう。)

3 措置要領

(1) 2(1)の対象者を取り扱った場合等の措置

対象者の取扱所属(県本部においては、担当の課又は隊(以下「本部担当課等」という。)、署においては担当課(以下「署担当課」という。))は、対象者の人 定事項を別記様式1により記載し、県本部担当課等にあつては直接運転免許課(阿南分室及び阿波分室を除く。以下同じ。)へ通報し、また、署担当課(交通課を除く。)にあつては署交通課に提出し、交通課において対象者の免許照会を行った上、当該者が運転免許を有する場合は、運転免許課へ通報するものとする。

なお、警察において死亡確認及び身元確認は行っていない者が、運転免許を受けていたという事実及び死亡したという事実に関する情報の提供をその者の遺族から受けた場合には、当該者について、県本部担当課等にあつては運転免許課へ、また、署担当課(交通課を除く。)にあつては交通課へ、別記様式1の送付又はその他の方法により連絡の上、遺族の意向を考慮して必要な措置をとるものとする。

(2) 通報を受けた場合の措置

通報を受けた運転免許課にあつては、対象者が県内に居住の場合は、別記様式2を作成して、電算システムで処理し、別記様式1及び別記様式2に必要事項を記入して処理経過を明らかにすること。また、対象者が県外住所地の場合は、該当都道府県の運転免許に係る事務を所管する課へ別記様式1及び

別記様式3により通報すること。

4 処理結果の保存

免許データ処理の端緒、処理経過を明らかにするため、運転免許課に別記様式4免許抹消簿を備え付け、関係書類とともに6年間保存すること。

附 則（平成25年3月29日徳務第172号）

附 則（令和2年3月25日徳免第160号）

別記様式1

事故・事件死亡者等通報連絡送付書

別記様式1

別記様式2

別記様式3

別記様式4

省略